



# 秋田県公報

## 目 次

### 告 示

- 地籍調査の成果の認証(五七・農山村振興課)……………1
- 漁船損害補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(五八・水産漁港課)……………1
- 指定施業要件変更予定通知(五九・森林整備課)……………2
- 大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(六〇・商業貿易室)……………2
- 大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(六一・商業貿易室)……………3
- 開発行為に関する工事の完了(六二・秋田地域振興局建設部)……………3
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(六三、六四・由利地域振興局建設部)……………4
- 教育委員会告示  
教育委員会告示  
教育委員会会議の開催(三・教育庁総務課)……………4

### 秋田県告示第五十七号

## 告 示

届出	発起人の住所及び氏名 由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢八十五番地十一 高嶋 金 一 由利本荘市岩城内道川字内道川百四十六番地 金森 己 嗣
事 項	加入区 岩 城
事 項	漁船損害等補償法第百十三条 漁業協同組合の名称 秋田県漁業協同組合
縦 覧 期 間	平成二十年二月五日から同月十九日まで
縦 覧 場 所	にかほ市金浦字塩焚浜番外地 秋田県漁業協同組合南部総括支所

### 指定漁船調査の縦覧の期間及び場所

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。  
平成二十年二月五日  
秋田県知事 寺田典城

- (一) 調査を行った者の名称  
湯沢市  
成果の名称  
湯沢市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
湯沢市大字皆瀬の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十八年度及び平成十九年度  
一・七五平方キロメートル  
認証年月日  
平成二十年一月二十九日
- (二) 調査を行った者の名称  
秋田市  
成果の名称  
秋田市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
秋田市大字雄和平尾鳥の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十八年度及び平成十九年度  
一・七二平方キロメートル  
認証年月日  
平成二十年一月二十九日
- (三) 調査を行った者の名称  
湯沢市  
成果の名称
- (四) 湯沢市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
湯沢市大字秋ノ宮の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十八年度及び平成十九年度  
〇・四四平方キロメートル  
認証年月日  
平成二十年一月二十九日
- (五) 湯沢市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
湯沢市大字皆瀬の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十八年度及び平成十九年度  
〇・七三平方キロメートル  
認証年月日  
平成二十年一月二十九日

### 秋田県告示第五十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調査を縦覧に供する。  
平成二十年二月五日  
秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第五十九号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する  
予定である旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第  
二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の  
規定に基づき、告示する。  
平成二十年二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一(一) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鹿角市十和田大湯・大館市早口字早口沢・岩瀬字岩瀬沢・  
比内町小坪沢字曲屋沢(以上二市国有林。次の図に示す部分  
に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止す  
る。

字早口沢・字岩瀬沢(以上二字国有林。次の図に示す  
部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

十和田大湯・字早口沢(以上国有林。次の図に示す部  
分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな  
い。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木  
の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

大館市早口字早口沢(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止す  
る。

字早口沢(国有林。次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな  
い。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木  
の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

三(一) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

大館市十二所字別所沢(国有林。次の図に示す部分に限  
る。)

(二) 保安林として指定された目的 干害の防備

(三) 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字別所沢(国有林。次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな  
い。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木  
の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関  
係書類を農林水産部森林整備課、鹿角地域振興局農林部、北秋田  
地域振興局農林部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第六十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一  
項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったの  
で、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づ  
き、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため  
配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項  
の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、  
これを述べるができる。

平成二十年二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
男鹿都市開発株式会社 代表取締役 鶴 岡 保  
男鹿市船越字内子二百四十七番地一

(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジョイフルシティ男鹿  
男鹿市船越字内子二百三十一外

(二) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者

ア 変更前  
男鹿都市開発株式会社 代表取締役 菊 地 智 子  
男鹿市船越字内子二百四十七番地一

イ 変更後  
男鹿都市開発株式会社 代表取締役 鶴 岡 保  
男鹿市船越字内子二百四十七番地一

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ア 変更前  
ジョイフルシティ男鹿  
男鹿市船越字内子二百三十一外

イ 変更後  
ジョイフルシティ男鹿  
男鹿市船越字内子二百三十一外

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
ア 変更前  
男鹿都市開発株式会社 代表取締役 菊 地 智 子  
男鹿市船越字内子二百四十七番地一  
株式会社ヤマサコーポレーション 代表取締役 鈴  
木 一 義  
本荘市出戸町字岩瀬下百三番地一  
株式会社三洋エージェンシー 代表取締役 河 合  
宏 光

岐阜県大垣市外濠二番三十八号  
有限会社亀屋 代表取締役 三 浦 洋 子  
男鹿市船越字船越三百六十三番地  
株式会社装研 代表取締役 三 戸 明  
秋田市寺内字イサノ九十六番一号  
秋田県産株式会社 代表取締役 大 島 紳 司  
秋田市卸町三丁目七番四号  
有限会社チダ薬局 代表取締役 千 田 悦 子  
南秋田郡天王町天王字上江川四十七番三百六十  
株式会社小西時計店 代表取締役 小 西 恭 平  
秋田市通町二丁目七番二十五号  
井 川 和 子  
男鹿市船越字船越二百番  
有限会社男鹿科学ドライセンター 代表取締役 天

野 繁

男鹿市脇本富永字野田四十四番三  
変更後

男鹿都市開発株式会社 代表取締役 鶴岡保  
男鹿市船越字内子二百四十七番地一  
株式会社ヤマサコーポレーション 代表取締役 鶴岡保

由利本荘市岩瀬下百三番地一  
有限会社亀屋 代表取締役 三浦洋子  
男鹿市船越字船越三百六十三番地  
有限会社チダ薬局 代表取締役 千田悦子

男鹿市船越字船越三百六十三番地  
株式会社小西時計店 代表取締役 小西恭平  
秋田市中通二丁目七番二十五号  
井川商事株式会社 代表取締役 鶴岡保

男鹿市船越字内子二百四十七番地一  
渡部晋一  
男鹿市船越字狐森百三十一番二  
株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸博司

東京都板橋区板橋三丁目九番七号  
有限会社ジヨバンソン 代表取締役 須藤正知  
由利本荘市石脇字上の山四十八番二十一

変更の年月日  
大規模小売店舗を設置する者  
平成十八年六月十六日

大規模小売店舗の所在地  
平成二十年二月一日  
大規模小売店舗において小売業を行う者  
平成十八年六月十六日外

変更する理由  
大規模小売店舗を設置する者  
代表者変更のため

(一) 縦覧期間

平成二十年二月五日から同年六月五日まで  
意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課商業貿易室

意見書に添付する書面に記載すべき事項  
意見書を述べる者の氏名及び住所  
意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
意見を述べる理由

秋田県告示第六十一号  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。  
平成二十年二月五日

一 届出事項の概要  
(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
男鹿都市開発株式会社 代表取締役 鶴岡保

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
男鹿市船越字内子二百四十七番地一  
男鹿市船越字内子二百四十七番地一  
大規模小売店舗の名称及び住所

(三) 変更しようとする事項  
(1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
ア 変更前  
駐車場一―一は午前八時三十分から午後十時三十分まで、駐車場一―二は午前八時三十分から翌日午前零時十五分まで、駐車場一―三は午前八時三十分から午後十時三十分まで、駐車場一―四は午前八時三十分から午後十時三十分まで、駐車場一―五は午前十時から午後五時まで、駐車場一―六は二十四時間、駐車場一―七は二十四時間

イ 変更後  
駐車場一―一は午前八時三十分から午後十時三十分まで、駐車場一―二は午前八時三十分から翌日午前零時十五分まで、駐車場一―三は午前八時三十分から午後十時三十分まで、駐車場一―四は午前八時三十分から午後十時三十分まで、駐車場一―五は午前十時から午後五時まで、駐車場一―六は二十四時間、駐車場一―七は二十四時間

秋田県告示第六十二号  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一項の規定により平成十九年十二月四日付け指令秋建一―一六十四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六條第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成二十年二月五日

秋田県知事 寺田典城  
一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
秋田市下新城野字琵琶沼二百四十三番地二  
中川兼喜

二 開発区域に含まれる地域の名称  
瀧上市天王字長沼九番一及び十番一

五分まで、駐車場一―四は午前八時三十分から午後十時三十分まで、駐車場一―五は午前十時から午後五時まで、駐車場一―六は二十四時間、駐車場一―七は午前八時三十分から午後七時まで  
駐車場の自動車の出入口の数  
変更前  
ア 変更後  
七か所  
イ 変更後  
八か所

変更する年月日  
平成二十年二月一日  
変更する理由  
土地の契約解除のため

届出年月日  
平成二十年一月二十八日  
関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
男鹿市役所 産業建設部 商工港湾課

縦覧期間  
平成二十年二月五日から同年六月五日まで

縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
男鹿市役所 産業建設部 商工港湾課

秋田県告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成二十年二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 施行者の名称

由利本荘市

二 都市計画事業の種類及び名称

本荘都市計画都市公園事業二号芋川桜つつみ河川緑地

三 事業施行期間

平成十三年十月十日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

なし

(二) 使用の部分

変更なし

秋田県告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成二十年二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 施行者の名称

由利本荘市

二 都市計画事業の種類及び名称

本荘都市計画公園事業五・五・一号本荘公園

三 事業施行期間

平成三年十二月六日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

なし

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第三号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成二十年二月五日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

一 日時 平成二十年二月七日 午後三時

二 場所 教育委員会委員室

三 案件 報告事項について

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
E-mail: matsubara@natsubaransu.co.jp

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄